

## 生駒市議会規則第2号

生駒市議会事務局規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年10月1日

生駒市議会議長 井上 充生

### 生駒市議会事務局規則の一部を改正する規則

生駒市議会事務局規則（平成2年3月生駒市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第11号中「100万円」を「200万円」に改め、同条第15号中「100万円」を「1,000万円」に改め、同条第16号を削り、同条第17号中「100万円」を「200万円」に改め、「関すること」の次に「（次条第14号に係るものを除く。）」を加え、同号を同条第16号とする。

第10条第12号中「100万円」を「200万円」に改め、「施行」の次に「、修繕、業務委託、物品の購入及び印刷製本等の起工」を加え、同条第14号中「第20条第16号」を「第20条第17号」に改め、同号を同条第15号とし、同条第13号の次に次の1号を加える。

- (14) 競争入札の方法により締結する契約に係る支出負担行為のうち、1件1,000万円未満のものに関する事。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。